#### 控除対象仕入税額等の計算表 付表5-1 〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

				_					T	
課	税	期	間			~			氏名又は名称	

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

	江京の多江八元頃の日寿の西海による日	AW	HPR .			
	項目		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課対	税 標 準 額 に す る 消 費 税 額	1	(付表5-2の①X欄の金額) 円	(付表4-1の②D欄の金額) 円	(付表4-1の②E欄の金額) 円	(付表4-1の②F欄の金額) 円
貸係	倒 回 収 に る 消 費 税 額	2	(付表5-2の②X欄の金額)	(付表4-1の③D欄の金額)	(付表4-1の③E欄の金額)	(付表4-1の③F欄の金額)
売に	上 対 価 の 返 還 等 係 る 消 費 税 額	3	(付表5-2の③X欄の金額)	(付表4-1の⑤D欄の金額)	(付表4-1の⑤E欄の金額)	(付表4-1の⑤F欄の金額)
控の	除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 基 礎 と な る 消 費 税 額 ( ① + ② - ③ )	4	(付表5-2の①X欄の金額)			

Ⅱ 1種類の事業の専業者の場合の控除対象仕入税額

項  目		旧税率分小計	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合計 F	
Д Г		X	D	E	(X+D+E)	
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%)	5	(付表5-2の⑤X欄の金額) 円	※付表4-1の④D欄へ 円	※付表4-1の④E欄へ 円	※付表4−1の④F欄へ	円

#### Ⅲ 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区八町の細税書しず(税供を)の明知

(1) 事業	<u> (区分別の課税売上</u>	:髙(税抜き)⊄	)明細					
	項	目		旧税率分小計	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合計 F	
		н		X	D	E	(X+D+E)	
事業	区分別 0	の合計	額 ⑥	(付表5-2の⑥X欄の金額) 円	円	Я	円	売上 割合
第	一 種 ( 卸 売	事 ( )	業⑦	(付表5-2の⑦X欄の金額)			※第一表「事業区分」欄へ	%
第	二 種 ( 小 売 業	事 等 )	業 ⑧	(付表5-2の®X欄の金額)			Ж п	
第	三 種 ( 製 造 業	事 等 )	業 9	(付表5-2の⑨X欄の金額)			* "	
第	四 ( そ の	事 他 )	業 ⑩	(付表5-2の⑩X欄の金額)			* "	
第	五 種 (サービス	事 業 等 )	業 ①	(付表5-2の⑪X欄の金額)			* "	
第	六 種 ( 不 動 産	事 業 )	業 (12)	(付表5-2の⑫X欄の金額)			Ж п	

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

(2) (1)0.	ノ争来込分	ひりくは木化	沙山上河	で多っ	パ月万	₹ 化记得	貝のフリカア四			
	Į	<u> </u>	目				旧税率分小計	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合計 F
		•					X	D	Е	(X+D+E)
事業	区 分	別の	) 合	計	額	13	(付表5-2の⑬X欄の金額) 円	Я	Н	P.
第	一(卸	種売	事業	)	業	<u>(14)</u>	(付表5-2の⑭X欄の金額)			
第	二 ( 小	種 売 業	事 等	)	業	15	(付表5-2の⑤X欄の金額)			
第	三 ( 製	種 造 業	事 等	)	業	16	(付表5-2の⑥X欄の金額)			
第	四 ( そ	種 の	事他	)	業	17)	(付表5-2の①X欄の金額)			
第	五 (サー	種 ビ ス	事 業 等	)	業	18	(付表5-2の®X欄の金額)			
第	六 ( 不	種 動 産	事 業	)	業	19	(付表5-2の@X欄の金額)			

- 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。 注意 1

  - 旧税率が適用された取引がある場合は、付表で2を作成してから当該付表を作成する。 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑫欄 には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

# (3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

# イ 原則計算を適用する場合

控除対	象 仕 入	税額	頁 の	計算	式	区	分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
(4)×90%+(1)	④ × 5×80%+66×7	みなし 0%+⑪× <sup>13</sup>			9×40	9%	20	(付妻5-2の@X欄の金額) 円	P	A	円

# ロ 特例計算を適用する場合

#### (イ) 1種類の事業で75%以上

控	除	対	象	仕	入	税	額	の	計	算	式	区	分	旧税率分小計 X		税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
( ⑦ I	F/6F	· ® F ,	/ 6 F	• 9 F /	′6F•	⑩ F ∕	6 F • (	①F/	6 F • E	)F/(6	)F)≧	75 %	(m)	(付表5-2の②X欄の金額) P	H	円	円	円
4	× zzt	よし仕	上入率	മ(90	)%•8	80%	•709	6·60	)%•	50%	•40	%)	(d)					

#### (ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕	入 税	額(	の計	算	式 区	分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
第一種事業及び第二種事業	*	(14)×90	0%+(13)	-(4)	×80%		(付表5-2の②X欄の金額) 円	円	円	·
(⑦F+8F)/6F≥75	4×		(13)			22				
第一種事業及び第三種事業	Ř OV	(14) × 90	0%+(13)	-(4)	×70%	60	(付表5-2の図X欄の金額)			
( ⑦ F + ⑨ F ) / ⑥ F ≧ 75	4)×		(13)			23				
第一種事業及び第四種事業	(4)×	(14) × 90	0%+(13)	-(4)	×60%	90	(付表5-2の図X欄の金額)			
( ⑦ F + ⑩ F ) / ⑥ F ≥ 75			13			24)				
第一種事業及び第五種事業	(4)×		0%+(13)	-(4)	×50%	(25)	(付表5-2の偽X欄の金額)			
(⑦F+ ①F)/⑥F≥75	%		13		-	(23)				
第一種事業及び第六種事業	(4) ×		0%+(13)	-(4)	×40%	(26)	(付表5-2の図X欄の金額)			
( ⑦ F + ⑫ F ) / ⑥ F ≥ 75			13			20				
第二種事業及び第三種事業	(4)×		0%+(13)	- ( <u>15</u> ) >	×70%	(27)	(付表5-2の図X欄の金額)			
( ® F + 9 F ) / 6 F ≥ 75	%		(13)			•				
第二種事業及び第四種事業	(4)×	15×80	0%+(13)	- (15) >	×60%	(28)	(付表5-2の⊗X欄の金額)			
( ® F + 10 F ) / 6 F ≥ 75	%		13				(//			
第二種事業及び第五種事業	(4)×		0%+(13)	- ( <u>15</u> ) >	×50%	29	(付表5-2の@X欄の金額)			
( ® F + ① F ) / ⑥ F ≥ 75	%		13				(付表5-2の匈X欄の金額)			
第二種事業及び第六種事業	(4)×		0%+(13)	- (15) >	×40%	30	(付表5-2の@X欄の金額)			
( ® F + 12 F ) / 6 F ≥ 75			13				(付表5-2の匈X欄の金額)			
第三種事業及び第四種事業	(4)×		0%+(13)	<u>- (6)</u> >	×60%	(31)	(円 衣5-2の切入欄の金領)			
( ⑨ F + ⑩ F ) / ⑥ F ≥ 75	%		13				(付表5-2の@X欄の金額)			
第三種事業及び第五種事業	(4)×	16×70	0%+(13)	<u>- (6)</u> >	× 50%	32)	(円 衣3-2の必入欄の並和)			
( ⑨ F + ⑪ F ) / ⑥ F ≥ 75			(13)				(付表5-2の図X欄の金額)			
第三種事業及び第六種事業	$4\times$	(16) × 70	0%+(13)	- ( <u>16</u> ) >	× 40%	33	(円 致3 200億八輛の2並級)			
( ⑨ F + ⑫ F ) / ⑥ F ≥ 75			13	@\.	. = 0.0		(付表5-2の@X欄の金額)			
第四種事業及び第五種事業	(4)×		0%+(13)	- (17) >	× 50%	34)	(11 320 20 SQL/IM0 > 32 BO)			
( (10) F + (11) F ) / (6) F ≥ 75		@ v. a	13	@);			(付表5-2の為X欄の金額)			
第四種事業及び第六種事業	(4)×		0%+(13)	- ( <i>(</i> )) >	× 40%	35)				
( (10) F + (12) F ) / (6) F ≥ 75		@ V =	13	(M) \	× 400/		(付表5-2の®X欄の金額)			
第五種事業及び第六種事業	(4)×	(18) × 20	0%+(13)	— (R) ;	× 40%	36				
( (1) F + (2) F ) / (6) F ≧ 75	%		13							

# ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

			***************************************					
	TĪ	ī B			旧税率分小計	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合計 F
		, н			X	D	E	(X+D+E)
選択の		算式区分選択し	(20~36) た金額	37)	(付表5-2の匈X欄の金額) 円	※付表4-1の④D欄へ 円	※付表4-1の④E欄へ 円	※付表4-1の④F欄へ 円

(2/2)

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。

# 「控除対象仕入税額等の計算表」 〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

# 1 提出すべき場合

この付表は、簡易課税制度を選択しており、かつ、基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下となる事業者が、消費税及び地方消費税の(確定、中間(仮決算)、還付、修正)申告書(簡易課税用)(以下「申告書(簡易課税用)」といいます。)を作成する場合で、かつ、この課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」又は同法附則第10条第2項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」又は同法附則第10条第2項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」がある場合に使用し、申告書(簡易課税用)に添付して提出してください。

### 2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。
- (2) 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑫欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載します。
- (3) 付表5-2を作成してから、この付表を作成します。